

# あらたなメンバーで奮闘を誓う

## 県共闘総会

部落解放和歌山県共闘会議第42回定期総会を9月22日、和歌山県同和企業センターでひらかれ、各加盟団体から約150人が参加した。

はじめに、主催者を代表して小林茂・議長から、前議長杉谷雅史・顧問への黙とうと1976年から県共闘会議が建ちあがってきた経緯として、狭山事件の石川さん無実の勝利を解放同盟と労働組合でとりくんできたことが説明された。また「推進法」制定をきっかけに、あらゆる事件・就職差別の問題等に参加者全員に積極的なご支援・ご協力をお願いがあった。

### 部落解放和歌山県共闘会議 第42回定期総会



主催者あいさつする小林茂・議長

来賓あいさつに宮地良治・和歌山県人権局長、和田年晃・和歌山市市民環境局長、部落解放・人権行政確立要求和歌山県実行員会より田上武・会長からの祝辞をうけた。

活動報告・活動方針(案)を入口博文・事務局長、決算・予算(案)を宮本修作・事務局次長から提案があり、会計監査を朝井照貴・会計監査が報告した。新役員に濱野幸紀・議長

# 厚労省交渉

厚生労働省交渉が10月5日にひらかれ、平見良太・生活福祉運動部長と事務局が参加した。

山崎鈴子・中央生活福祉運動部長のあいさつのもと、金井正人・厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長から「基本的人権の尊重は憲法に明記された大原則。隣保館の整備や運営等をつうじて同和問題をじめ、多様な人権課題の解決メンバーでまい進するとあいさつした。つづいて、参加者全員で総会宣言を確認し、これからも加盟団体の力を結集・団結し奮闘することを誓い合った。

# 各市町村交渉

## ・紀の川市(10/11)

中村慎司・市長をはじめ43人、支部から19人が参加した。中村市長は「互いが理解し合い、差別のない地域づくりをしていける話し合いを」とあいさつした。基本要件にかんし「推進法」をふまえ、市の考え方や同和向け改良・公共住宅について、差別事件にたいする市のとりくみについて協議した。最後に、3支部(那賀・古和田・西井阪)の要求への回答をもらい、終了した。

## ・岩出市(11/10)

中芝正幸・市長はじめ15人が参加、支部から約20人が参加した。中芝正幸・岩出市長は「法制定をふまえ行政の責務として、実状に応じた相談体制の充実を図り、広報誌などによる周知徹底、全市職員への人権研修を予定している。法を正しく理解し、差別や偏見を見抜く力を身につけ施策の推進に努めている。人権を尊重し、人権侵害のない社会をめざす」とあいさつがあった。市には、隣保館がないため、相談活動の充実が求め

うスタンスで同額要求する」とのあいさつをうけた。省として「差別は依然として存在しており、残された課題解決に向けとりくんでいく」と同和行政の必要性について答えた。主に隣保館に関して、東京の未指定地区の隣保館でも広域隣保事業が実施できるようにしてほしい。また、全国900

られ、相談窓口の体制や相談を受ける人の資質もふくめ、以前の事業にあった生活相談員が必要であると訴えた。教育集会所や児童館、世代交代した新教職員、保護者、子どもたちへの部落問題学習や啓発、公立保育所への看護師配置、防災計画に通学路の安全対策について要求した。佐伯繁樹・副市長は、積極的にとりくむとともに、法律にもとづいて差別や偏見のない社会の実現にむけ、連けいしていくと閉会のあいさつがあった。

# 「部落差別解消推進法」が施行されました!

## 部落差別解消推進法ってどんな法律?

2016年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」)が公布・施行されました。

「部落差別解消推進法」は、部落出身者との結婚を許さない、住宅を借りる際に同和地区の物件を避けるなどの部落差別が現在もなお存在していることを明らかにしました。そして、こうした部落差別がインターネットの普及とともにエスカレートし、拡散され深刻な被害を生み出しているとの認識を示しました。

「部落差別解消推進法」は、部落差別が悪質化、公然化している現状は、すべての国民に基本的人権の享有を保障した日本国憲法に反するものであり、部落差別が社会的に許されないものであるとの認識のもとこれを解消することが重要な課題であると述べました。

また、「部落差別解消推進法」は、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的」としたはじめての法律です。

「部落差別解消推進法」は、「部落差別のない社会を実現するために国に「部落差別の解消に関する施策を講ずる」義務を、地方公共団体に「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」義務を課しています。

「部落差別解消推進法」は、「部落差別の解消に関する施策」を講ずるにあたって、地方公共団体の協力を得て、国は「部落差別の実態に係る調査を行う」ものとしています。

「部落差別解消推進法」は、国に「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」と「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」に取り組むことを求めているとともに、地方公共団体にも「地域の実情に応じ」「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」に努めることを求めています。

## 文化の窓

### 笠松明広著作集

部落解放運動のジャーナリストとして

著者:笠松明広

発行:笠松明広さん著作・回想集編集委員会

2017年11月30日

カメラにリュック、ペンにノート。編集長の姿だ。編集長と議論を交わすことはなかったが、新聞学校で指導をいただいた。どの頁を読んでも、編集長のおおらかであるが、部落解放運動への情熱と生き抜くことへの渴望が胸を熱くする。自身の姿を精励格闘させる一冊。



◆お問い合わせは県連・教宣部まで  
TEL 073-473-2301